

青森県報

第七百号

令和五年
十二月十五日
(金曜日)

目次

告 示

- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課)……………一
- 道路の区域の変更……………(道路課)……………一
- 道路の供用の開始……………(同)……………二

公 告

- 県有財産の売却に係る一般競争入札……………(財産管理課)……………二
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(構造政策課)……………三
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域)……………四
- 右……………(中南地域)……………四
- 右……………(三八地域)……………四
- 右……………(県民局)……………五
- 右……………(西北地域)……………五
- 右……………(同)……………五
- 右……………(上北地域)……………五
- 右……………(同)……………六
- 右……………(下北地域)……………六

告 示

示

青森県告示第七百四十号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

令和五年十二月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏 名	勤 務 する 病 院 等		診 療 科 目	年 指 月 日 定
	名 称	所 在 地		
吉田 達哉	むつ総合病院	むつ市小川町一丁目二の八	消化器外科・外科(ぼうこう機能障害、直腸機能障害)	令和五・三・一
熊原 遼太	医療法人整友会 弘前記念病院	弘前市大字境関字西田五九の一	整形外科(肢体不自由)	〃

青森県告示第七百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和六年一月十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

1	国 道	四五四号	八戸市大字尻内町字張田二一の二から 八戸市大字尻内町字畑田二五の二まで	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
後	前	後	前	後	前	後	前	後
二九・六〇メートルまで	二一・〇六メートルから 二二・〇〇メートルまで	二九・六〇メートルまで	二一・〇六メートルから 二二・〇〇メートルまで	二九・六〇メートルまで	二一・〇六メートルから 二二・〇〇メートルまで	三六六・七〇メートル	三六六・七〇メートル	

青森県告示第七百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和六年一月十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
国道四五四号	八戸市大字尻内町字張田二一の二から 八戸市大字尻内町字畑田二五の二まで	令和 五・三・二五

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和五年十二月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地 積（平方メートル）
東津軽郡今別町大字今別字西田二二〇の二	宅地	七六六・六七
八戸市吹上一丁目四五の一六、四五の三一	宅地	三九〇・〇三
八戸市大字尻内町字鴨ヶ池八五の二	宅地	一、七〇八・二七
八戸市類家一丁目二〇八の二	宅地	三九〇・〇七
八戸市大字長苗代字上碓田四一の二〇	宅地	二四六・二五
三戸郡三戸町大字川守田字西松原一〇の五	宅地	二〇九・三三
三戸郡三戸町大字同心町字金堀五九の二	宅地	二、一二八・五六
三戸郡三戸町大字同心町字古間水平七五の三	宅地	一九七・七三
西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八三の九	宅地	二五四・一〇
上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎三九八の二	宅地	三二五・八八
むつ市川内町中道一〇四の四	宅地	一、三九〇・一二

むつ市大湊新町九の一 宅 地 一、七〇二・五九

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二條第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部財産管理課

青森市橋本二丁目五の一二 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部財産管理課

2 入札日時

令和六年一月十八日 午前九時から

令和六年一月二十四日 午後五時まで（必着）

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 南棟四階A会議室

4 開札日時

令和六年一月三十一日 午前十時から

開札は、物件番号順に順次行う。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があつたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和五年十二月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
弘前市大字宮地字宮本四の三	田	三、八七五

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが事実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

令和六年六月一日	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額(円)
三年			一三三、〇〇〇

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年十二月二十九日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

(二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

(三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

(四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

(五) 意見の趣旨及びその理由

(六) その他参考となるべき事項

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十二月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社マイタック東日本

二 代表者の氏名 木村一彦

三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字山田六七五の四

四 許可番号 青森県知事許可(般―二)第一〇一〇一一号

五 取消年月日 令和五年十一月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十二月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社リフォーム船水

二 代表者の氏名 船水功

三 主たる営業所の所在地 平川市光城一丁目一の二

四 許可番号 青森県知事許可(般―二)第二〇〇二七七号

五 取消年月日 令和五年十一月六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年十月六日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十二月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社洗陽
- 二 代表者の氏名 吉田博光
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字後平五の四四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―三)第三〇〇五一〇号
- 五 取消年月日 令和五年十一月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和五年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十二月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 野上板金工業所
- 二 氏名 野上淳一
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字高根字小金石五九〇の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―三〇)第四〇〇三五八号
- 五 取消年月日 令和五年十一月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
屋根工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和五年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十二月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社小枝設備工業
- 二 代表者の氏名 小枝孝太
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字姥范字桜木二九六の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二)第一二五八三号
- 五 取消年月日 令和五年十一月二十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
さく井工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和五年十一月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十二月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社堀左官工業

二 代表者の氏名 堀利也

三 主たる営業所の所在地 三沢市大字三沢字堀口一七の一四三

四 許可番号 青森県知事許可(般一三〇)第二九一三三

五 取消年月日 令和五年十一月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年十月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十二月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社吉田工務店

二 代表者の氏名 吉田和男

三 主たる営業所の所在地 三沢市新森二丁目六の一

四 許可番号 青森県知事許可(般一五)第一六四三四号

五 取消年月日 令和五年十一月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年十月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十二月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社共栄

二 代表者の氏名 木下富士子

三 主たる営業所の所在地 むつ市緑町一九の四〇

四 許可番号 青森県知事許可(般一)第六〇〇一四〇号

五 取消年月日 令和五年十一月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年十一月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十八円九十銭